

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

株 式 会 社 赤 阪 鐵 工 所

代表取締役社長 赤 阪 治 恒

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県焼津市柳新屋670番地の6
当社センタービル 3階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報告事項 第120期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
 - 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件〈株主提案（第7号議案）〉
 - 第7号議案 剰余金の処分の件

4. その他議決権行使についてのご案内

- (1) 株主提案につきましては、当社取締役会は、反対しております。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案につきましては「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 第1号議案及び第7号議案への議決権の行使につきまして
第1号議案及び第7号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案及び第7号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案及び第7号議案への議決権の行使はいずれも無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.akasaka-diesel.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日はクールビズにて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第120期の期末配当につきましては、経営體質の強化と今後の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は45,855,540円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の監督機能の強化を図るため社外取締役に1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	(再任) 杉本 昭 (昭和21年11月17日生)	昭和43年3月 当社入社 平成11年1月 当社ディーゼル技術部長 平成11年6月 当社技術本部長 平成14年6月 当社取締役技術本部長 平成19年8月 当社代表取締役常務取締役技術本部長 平成20年6月 当社代表取締役専務取締役 平成26年6月 当社代表取締役副社長技術・製造・製品・品質管掌 平成28年6月 当社代表取締役副会長（現任）	1,420株
	(選任理由)	杉本 昭氏は入社以後、技術部門に携わり、平成14年からはこれらの部門を担当する取締役技術本部長を務め、平成19年からは当社代表取締役として当社の技術・製造・製品・品質を管掌。これらを生かして引き続き代表取締役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	(再任) あか さか はる ひさ 赤 阪 治 恒 (昭和46年9月27日生)	平成13年4月 当社入社 平成21年7月 当社製造本部本部長付 平成22年1月 当社技術本部本部長付 平成22年6月 当社取締役営業部長 平成26年6月 当社常務取締役営業管掌 平成28年6月 当社代表取締役社長(現任)	3,960株
	(選任理由)	赤阪治恒氏は入社後当社の全部門に携わり、平成22年からは当社取締役として営業部長を務め、平成26年からは常務取締役として営業を管掌。これらを生かし引き続き代表取締役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	
3	(再任) さか ぐち かつ ひこ 阪 口 勝 彦 (昭和34年6月21日生)	昭和60年4月 三菱重工業株式会社神戸造船所入社 平成25年4月 同社原動機事業本部舶用機械・エンジン事業部舶用ディーゼル部主管技師 平成25年10月 三菱重工舶用機械エンジン株式会社舶用エンジン事業部副事業部長 平成26年10月 当社に移籍、営業本部長付部長 平成27年7月 当社執行役員製品本部副本部長兼サービスマグネティックグループリーダー 平成28年6月 当社取締役執行役員製品本部長(現任)	300株
	(選任理由)	阪口勝彦氏は三菱重工業ディーゼル部にてUEで初となる電子制御エンジン(Ecoエンジン)やUE-LSE型機関の新機種開発に従事。平成28年からは取締役執行役員製品本部長として製造全般の業務を執行。豊富な経験・知見等を有しております。これらを生かし引き続き取締役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	
4	(再任) つか もと よし ゆき 塚 本 義 之 (昭和36年1月16日生)	昭和58年4月 株式会社静岡銀行入行 平成25年4月 同行菊川支店長 平成26年7月 当社に出向、総務本部長付部長 平成27年7月 当社執行役員総務本部副本部長経理担当 平成28年6月 当社取締役執行役員総務本部長(現任)	300株
	(選任理由)	塚本義之氏は長年金融機関に従事。平成28年からは取締役執行役員総務本部長として総務全般の業務を執行。豊富な経験や知見を有しております。これらを生かし引き続き取締役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	
5	(新任) わた せ まもる 渡 瀬 守 (昭和37年4月18日生)	昭和60年10月 当社入社 平成24年7月 当社技術グループ部長 平成28年7月 当社執行役員製品本部副本部長(現任)	一株
	(選任理由)	渡瀬守氏は入社以後、技術部門に携わり、平成28年からは執行役員製造副本部長として当社製造・製品の業務を執行。今後とも豊富な経験や知見を生かし取締役の責務を担うべく、新たに選任をお願いするものであります。	
6	(新任) おり お こう じ 折 尾 幸 司 (昭和37年7月11日生)	昭和61年4月 当社入社 平成25年7月 当社第一営業グループ部長 平成28年7月 当社執行役員営業本部副本部長(現任)	220株
	(選任理由)	折尾幸司氏は入社以後、営業部門に携わり、平成28年からは執行役員営業本部副本部長として当社営業の業務を執行。今後とも豊富な経験や知見を生かし取締役の責務を担うべく、選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	(再任・社外) にしむら 西村 やす子 (昭和43年6月4日生)	平成9年5月 西村司法書士事務所開業 平成20年1月 司法書士法人つかさ設立 代表社員(現任) 平成25年4月 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会理事兼静岡県支部長(現任) 平成26年12月 株式会社CREASTYLE設立 代表取締役(現任) 平成27年7月 株式会社CREAFARM設立 代表取締役(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 平成30年2月 株式会社ふじのくに物産設立 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役	一株
	(選任理由)	西村やす子氏は経営コンサルタント、法務コンサルタントとして静岡経済界に幅広いネットワークがあり。自らも起業した経験を生かし、当社の新規プロジェクトのサポート等その豊富な経験や知見を有しております。これらを生かし引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。	
8	(新任・社外) のすえじゅいち 野末 寿一 (昭和35年8月15日生)	昭和62年4月 弁護士登録 平成2年12月 加藤法律特許事務所(現 静岡のぞみ法律特許事務所)入所(現任) 平成8年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成8年10月 弁理士登録 平成17年4月 株式会社ミスミグループ本社社外監査役(現任) 平成27年3月 静岡ガス株式会社社外取締役(現任) 平成27年6月 レック株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 静岡ガス株式会社社外取締役 レック株式会社社外取締役(監査等委員)	一株
	(選任理由)	野末寿一氏は弁護士として企業法務の分野に関して法令及びリスク管理等に係る豊富な業務経験から高度な法的専門性、幅広い視野及び高い知見を有しております。また、社外取締役として様々な会社に携わっており、経営全般に適切な助言を行っていただきたく、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。	

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 西村やす子氏及び野末寿一氏は社外取締役候補者であります。
なお、西村やす子氏及び野末寿一氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
西村やす子氏は、現に東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
また、野末寿一氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届け出る予定です。
- 3 西村やす子氏及び野末寿一氏は当社又は当社の関係会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
- 4 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
- 5 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 6 西村やす子氏及び野末寿一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 7 西村やす子氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
また、野末寿一氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を新たに締結する予定であります。
- 8 西村やす子氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年になります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成29年12月31日に逝去されました代表取締役赤阪全七氏に対し、また、本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任される美澤啓介氏及び藤田勝也氏に対し、在任中の労に報いるため、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的な金額、贈呈の時期、方法につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
あか さか ぜん しち 赤 阪 全 七	昭和47年11月 当社取締役 平成12年6月 当社代表取締役 平成29年12月 逝去
み さわ けい すけ 美 澤 啓 介	平成26年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役（現任）
ふじ た かつ や 藤 田 勝 也	平成28年6月 当社取締役（現任）

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しました。

これに伴い、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認いただいた場合に重任される取締役5名及び本総会後も引き続き在任する監査役3名に対して、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、退任取締役については取締役会の協議に、また、退任監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
すぎもと あきら 杉 本 昭	平成14年6月 当社取締役 平成19年8月 当社代表取締役常務取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務取締役 平成26年6月 当社代表取締役副社長 平成28年6月 当社代表取締役副会長（現任）
あか しか はる ひさ 赤 阪 治 恒	平成22年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）
さか ぐち かつ ひこ 阪 口 勝 彦	平成28年6月 当社取締役（現任）
つか もと よし ゆき 塚 本 義 之	平成28年6月 当社取締役（現任）
にし むら やす子 西 村 やす子	平成28年6月 当社社外取締役（現任）
すず き あき お 鈴 木 明 雄	平成27年6月 当社監査役（現任）
い とう せい や 伊 藤 誠 哉	平成29年6月 当社社外監査役（現任）
なか の りょう じ 中 野 良 治	平成29年6月 当社社外監査役（現任）

第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、取締役に對する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成5年6月29日開催の第95期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額18百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は4名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（2）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成35年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、信託期間の開始時（平成30年8月（予定））に、当初対象期間に対応する必要資金として、75百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、75百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、75百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、37,500株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定める数のポイントが付与されます。取締役給付される1事業年度当たりのポイント数の合計は、7,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役給付されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成29年12月12日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、有効期間を本定時株主総会の終結の時までとし、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただいた場合には、本総会から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されることとしております。

つきましては、株主のみなさまに本プランの更新について本総会でのご承認をお願いするものであります。

1 提案の理由

（1）基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

[1] 基本的な考え方

当社は、創業者 赤阪音七の「決して、船主や乗組員に迷惑をかけるような機械をつくってはならない」との理念のもと、高度な品質管理とスピーディーなサービスをモットーに「顧客第一主義」を貫き、安心できる職場環境と製品づくりに取組み、社会貢献を果たすことを経営理念としております。

そのためにも、お客さまだけでなく、株主様、お取引先様、従業員など、すべてのステークホルダーのみなさまと長期的な信頼関係を構築し、さらなる成長を目指したいと考えております。

[2] 当社の企業価値の源泉について

日本の貿易物資の99%以上（重量ベース）が海上輸送であり、そのうち約85%が、熱効率が高く燃費性能やメンテナンス性に優れているディーゼルエンジンが推進用主機関に採用されております。

当社は、明治43年の創業以来船用エンジン並びに船用関連製品の製造を中心に事業展開してまいりました。この間、当社オリジナルの4サイクルエンジンを、また昭和35年には三菱重工業株式会社と技術提携を結んだ2サイクルエンジンを、お客さま、社会のニーズにお応えすべく技術開発、改善に努めながら100年余りに亘って、製造・販売してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、①受注から、設計、鋳鍛造、加工、組立、アフターサポートまで、すべての工程を社内で行う一貫生産システムに加え、②それを支える当社の高い技術力と豊富な経験・ノウハウ、③これらを継承する当社の従業員、及び④「顧客第一主義」の精神のもと、創業以来築いてきたお客さまとの強固な信頼関係にあります。

①一貫生産システムについては、受注においては、お客さまからご要望をうかがい、当社の豊富な経験とノウハウに基づいて、最適な製品及び仕様を提案し、設計はそのご要望に基づいて、熟練した設計者がエンジンを設計、図面化します。鑄造は木型製作、砂造型、鑄込み、解枠・鑄仕上げと一連の作業を自社にて行っておりますが、鑄造工場における最大40 tの製品を製造できるキューボラ（溶解炉）とその付帯設備は国内屈指の規模を誇っております。加工においては、加工方案の作成や治工具の検討をした後に、旋盤、横型マシニング、五面加工機などの最新の機械設備により、高精度の加工を行っております。鑄造材料、鍛造材料から加工まで一貫した工程で製造することによる製品品質と納期保証も当社の物づくりの重要な柱になっております。組立では、湖に浮かぶ遊覧船用の小型機関から、最大級のものでは地上3階建ての建物にも匹敵する巨大なエンジンの組立をしております。アフターサポートにおいては、船舶の就航後の定期メンテナンス、部品交換、修理など万全なサポート体制でお客さまのご要望にお応えしております。船舶の寿命である船齢は20年から25年と長く、世界の全海域で活動する船舶に関わるお客さまへの長年に亘るアフターサポートが当社の企業特性としての強みであります。

②このような一貫生産システムは、当社が有する高い技術力及び豊富な経験・ノウハウに支えられております。当社は、生産工程における最新の設備を基礎に、環境性能に優れる先進的な製品の開発に取り組んでおり、従来とは異なるレベルの環境性能と高出力、低騒音及び低振動を実現しております。また、当社は、そうした最新の設備・技術を基礎に、創業以来蓄積してきた豊富な経験とノウハウに基づいてお客さまに最適な製品及び仕様を提案しており、これによりお客さまに対して高い付加価値を生み出すことが可能になっております。

そして、③これらの高い技術、経験・ノウハウは、当社の従業員に蓄積・継承されており、かかる従業員によって当社の事業に活かすことが可能となります。当社は、「企業の基盤は人である」という信念のもと、従業員一人一人の育成に力を注いでおり、中長期観点に立ち、製造及びメンテナンスに係る技術力を継承していくための社内塾や階層別研修を計画的に実施しております。

また、④当社の一貫生産システムにおいては、長期に亘る手厚いアフターサポートを通じてお客さまの多様なニーズに柔軟にお応えすることが可能であり、これによりお客さまとの長期的な関係と高いリピート率を実現しております。当社は、「顧客第一主義」の精神に加え、このようなお客さまとの継続的な関係を構築することにより、創業以来お客さまとの間で強固な信頼関係を築いてきており、かかる信頼関係があるからこそお客さまからの受注をいただくことが可能になっております。

〔3〕 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

上記のような「経営理念」や「企業特性」のもと、当社では株主のみならずのご期待に応えられるよう、企業価値ひいては株主共同の利益の確保に努めてまいりました。

造船業界では、中国・韓国による大量建造による船腹過剰が解消されておらず、船価の低迷が続いております。その主機関であるエンジン等舶用機器の価格も下落したまま改善されない状況にあることから、海運・造船・舶用業界は厳しい状況にあり、当社ROEも3%程度の水準となっております。

しかし、当社は、舶用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。かかる方針を実現するため、当社は、平成29年に新たに2018年度から2020年度までの中期経営計画を策定した上で、現在にかかる計画の内容を実施しており、その最終年度となる2020年度にはROE6%以上を達成すべく、以下の施策に経営資源を重点的に投下し、挑戦してまいります。

また、今後も、従来と変わらず中長期観点から、株主のみならずに対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいり所存であります。

『1』 数値目標

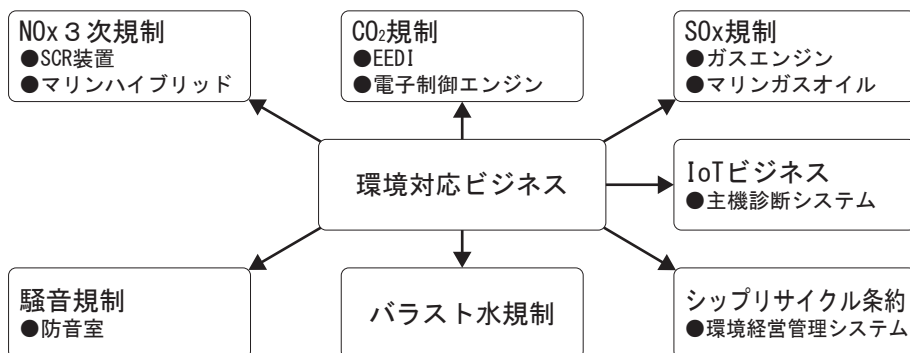
	2018年度	2020年度	長期目標
売上高	90億円	105億円	120億円
経常利益	2億円	5億円	7億円
ROE	3%	6%	8%

『2』 具体的施策

- ① 営業力強化・・・営業管理システム導入
- ② 製造原価低減・・・小型2サイクルエンジンのコストダウン手法の他機種への展開
- ③ 陸上部門強化・・・人員増強による営業力強化
- ④ 新規事業への取組み・・・新規事業室の拡充
- ⑤ 研究開発促進・・・環境対応ビジネスへの取組み強化
- ⑥ 最新設備の導入・・・最新の工作機械、コンピューター支援設計・製造ツール他

特に、環境対応ビジネスについては、地球環境保護の観点から、IMO（国際海事機関）が各種規制の段階的強化を強く打ち出しており、将来を見据えた人材・研究開発費の投入を図ってまいります。

環境対応ビジネス概念図



当社が現在取組んでいる環境技術には、①窒素酸化物の3次規制に対応するための、「選択式触媒還元脱硝装置」や電気モーターをディーゼルエンジンと組み合わせた「マリンハイブリッドシステム」、②硫黄酸化物規制に対応するための、クリーン燃料であるLNGを燃料とする「ガスエンジン」や硫黄分が規制値よりも低いMGOを燃料とするマリンガスオイル専焼機関、③乗組員の船内生活環境を改善するための防音室等の船内騒音規制対応商品の開発、④エンジンの不具合の未然防止や不具合発生の場合の原因究明をスムーズに行うためのリモートコントロール技術、⑤CO₂削減のための燃費性能の優れた小型機関のラインナップ充実化や船舶におけるエンジンの運転領域に応じて燃焼改善を行う装置、等があります。

また、当社は、船舶の解撤の際に排出される諸物質で周囲の環境が汚染されぬよう、製品に含まれる物質の届出を取決めた国際条約（シップリサイクル条約）に適合した企業の先駆者となるべく、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の指導で環境経営管理システムを導入して体制を構築し、業界のモデル企業となっております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

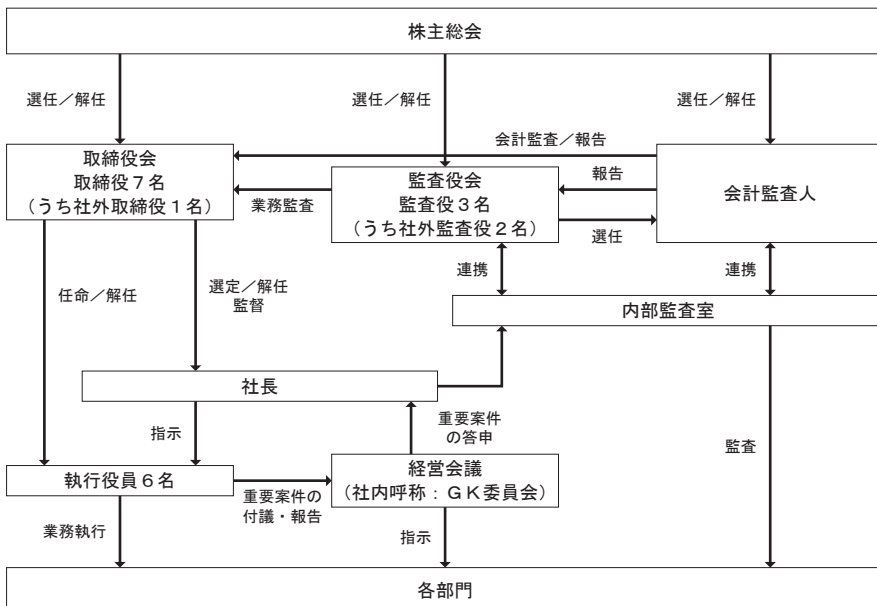
[4] コーポレートガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレートガバナンスの強化・充実を重要な課題と位置づけ、諸施策を継続的に実施しており、今後も一層の改善に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、平成24年6月28日第114期定時株主総会より取締役の人員を8名以内とし、平成24年7月1日より執行役員制度を導入しております。また、平成28年6月29日第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の3名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

また、内部監査部門として総合内部監査室を設置し、監査役会・会計監査人と充実した連携を図り、各部門の業務に関する内部監査や内部統制体制を監視し、事業活動の適切性・効率性を確保し、有効な監査体制を構築しております。



(3) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記（1）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑制するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置（2（2）〔1〕「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。以下同じとします。）をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権（2（2）〔1〕「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの内容

[1] 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記〔3〕「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の対抗措置の不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報を含む当社取締役会又は独立委員会が買付者等の買付等の内容を検討するために必要と考える情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については（注9）を、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については（注10）を、それぞれご参照ください。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたとえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者その他の密接関連者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠の詳細
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。その際、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容及び代替案（もしあれば）の検討、並びに買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を越えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができます。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記〔2〕「対抗措置実施の要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置（以下「対抗措置」と総称します。）を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の中止等に係る新たな勧告を行うことができるものとします。なお、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行った場合においては、独立委員会は、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、対抗措置を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦対抗措置の実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して対抗措置の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I)独立委員会が、上記(e)に従い、対抗措置の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主のみなさまの意思を確認することとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

〔2〕 対抗措置実施の要件

本プランを発動して対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記〔1〕「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置を実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、お客さま、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員、取引先もしくは地域社会等の利害関係者との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

- (e) 買付者等が反社会的勢力であるなど公序良俗の観点から当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

〔3〕 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注14)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注15)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注16)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注17)が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものと、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

[4] 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

[5] 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成30年6月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・ 独立委員会委員の任期は、本総会の終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・ 独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。
- (注10) 第2号議案「取締役8名選任の件」及び本議案をご承認いただいた際の、独立委員会の委員には、西村やす子、牧田和夫及び安井博史の三氏が選任される予定です。同三氏の略歴は別紙1に記載のとおりです。また、当社は、同三氏のうち、西村やす子氏を、東京証券取引所に対して、2017年6月8日付で、同取引所の上場規程第436条の2第1項に定める当社の独立役員として届け出ています。なお、同三氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。
- (注11) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について④に準じた情報を含みます。
- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注17) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止又は撤回し、かつ爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は (ii) 20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

独立委員会委員略歴（五十音順）

- 【氏名】 西村 やす子（にしむら やすこ）（昭和43年6月4日生）
- 【略歴】 平成9年5月 西村司法書士事務所開業
平成20年1月 司法書士法人つかさ設立 代表就任（現任）
平成25年4月 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会理事兼
静岡県支部長就任（現任）
平成26年12月 株式会社CREASTYLE設立 代表取締役就任（現任）
平成27年7月 株式会社CREAFARM設立 代表取締役就任（現任）
平成28年6月 当社 社外取締役就任（現任）
平成30年2月 株式会社ふじのくに物産設立 代表取締役就任（現任）

（注）西村やす子氏は、当社社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

- 【氏名】 牧田 和夫（まきた かずお）（昭和24年3月24日生）
- 【略歴】 昭和42年3月 焼津信用金庫入庫
平成11年4月 本店営業部長就任
平成15年4月 審査部長就任
平成15年6月 常勤理事就任
平成19年6月 常務理事就任
平成23年2月 理事長就任（現任）
平成25年5月 社団法人藤枝法人会会長就任（現任）
平成27年6月 社団法人静岡県法人会連合会副会長就任（現任）

（注）牧田和夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 【氏名】 安井 博史（やすい ひろし）（昭和24年8月9日生）
- 【略歴】 昭和47年4月 公認会計士安井正事務所入所
平成15年4月 安井博史税理士事務所開設（現任）
平成27年4月 東海税理士会藤枝支部支部長（現任）
平成29年4月 東海税理士協同組合常務理事（現任）
平成29年4月 焼津市不服審査会委員（現任）

（注）安井博史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

〈株主提案（第7号議案）〉

第7号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（1名）の議決権数は、1,368個であります。

第7号議案 剰余金の処分の件

（1）提案内容

第120期の期末剰余金として、普通株式1株当たり金45円を配当する。

（2）提案理由

赤阪鐵工所の第120期第3四半期報告書によれば、赤阪鐵工所は平成29年12月31日時点で24.2億円の現預金を保有しており、加えて約9.5億円（第119期有価証券報告書参照）の投資有価証券を保有していることが推測されます。特に株式会社静岡銀行の株式を「取引関係の円滑化」を目的として約5億円保有しており、大きな割合を占めています。これらの資産から有利子負債である短期借入金及び長期借入金の計3.8億円を差し引いても約29.9億円の流動性資産を保有しており、赤阪鐵工所の時価総額と比較し過大な資産を抱えています。

実際、赤阪鐵工所は長年低PBRの経営状態が続いており、平成30年4月23日においても赤阪鐵工所の株価は純資産倍率1倍を大きく下回っています。また、平成30年3月期の赤阪鐵工所の予想当期純利益に基づく自己資本利益率（ROE）は約0.8%と低く、ROE向上の観点からも、保有資産の有効活用することが望まれます。

弊社は、平成29年12月に送付した要望書にも記載いたしましたが、赤阪鐵工所が平成29年12月12日に発表した企業特性を活かした中期経営計画には全面的に賛成しております。しかしながら、赤阪鐵工所の業績動向を鑑みると、中期経営計画に記載された数値目標（ROE：2018年度3%、2020年度6%、長期目標8%）の達成は現状非常に厳しい数値と考えます。だからこそ、中期経営計画の目標達成の為に、まずは保有株式の売却を行い、そこで得た資金を原資に設備投資や増配、自社株買い等に充てることで少しでもROE向上に向けた有効活用するべきではないかという提案をし続けて参りました。そうした努力による中期経営計画の達成こそが、結果的に株式会社静岡銀行を含むステークホルダーの利益に繋がると考えます。

上記の通り、本来であれば資本コストが見合うか判断できない「取引関係の円滑化」を目的とした赤阪鐵工所の投資有価証券を速やかに売却及び現金化し、企業価値向上に充てるべきですが、これまで通り取締役会にて決議して頂けなかった為、今回の株主提案に至りました。赤阪鐵工所は、これ以上会社内に潤沢な資金を留保する必要はなく、さらに内部留保を増大してもROEが下がるだけです。平成30年4月17日発表の配当予想の修正では、第120期3月の1株当たり年間配当額を金20円から30円に増配としたことについては株主価値向上の観点から大いに評

価できると考えますが、赤阪鐵工所がこれまでに内部留保してきた潤沢な資金を考えると、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではないと考えます。むしろ、過大な資産を抱える赤阪鐵工所は、当期の純利益程度の金額は株主に還元すべきであると考えます。

平成30年3月期の赤阪鐵工所予想当期純利益を基に1株当たり割り振った場合の理論配当額は以下の通り、45.78円となります。

70百万円（予想当期純利益）÷1,529千株（自己株式を除く発行済株式数）＝45.78円（1株当たりの配当金額）

従って、弊社としては、赤阪鐵工所は予想当期純利益を株主に還元し、1株当たり金45円の配当を行うべきであると考えます。なお、赤阪鐵工所の第120期純利益が赤阪鐵工所予想を下回ったとしても、現在の財務状況から容易に実行できるものであると考えます。

以上の理由から、現状の非効率的な財務状況の改善を図るためにも、この度提案する株主還元及び弊社の株主提案実行を強く期待いたします。なお、今回の株主提案を実行したとしても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、赤阪鐵工所の財務状況及び経営状況に大きな影響を与えるものではなく、赤阪鐵工所のより株主を重視した姿勢を市場全体に強くアピールすることができ、赤阪鐵工所の企業価値及び株主価値向上の第一歩となると考えます。

（会社注）以上は、本株主提案権行使者から提出された本株主提案権行使書の「提案内容」及び「提案理由」をそのまま記載したものです。

(3) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと位置付け、安定的かつ継続的に株主還元することを基本方針に、安定した財務の健全性を維持しながら、期末配当を継続することを目標としております。

また、当社は第6号議案にて示しました通り、厳しい経営環境下において競合他社との差別化を進め、将来に向けての企業体質強化及び将来の成長戦略を目指した2018年度から2020年度までの中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画の各施策に経営資源を投入し、特に大型最新設備の導入、環境対応ビジネスへの人材・研究開発費の投入等を進めていくためにも、十分な内部留保は必要であると考えております。

当社といたしましては、利益を増大化し資本効率を上げ、株価を上げることが重要であると考えております。短期的な業績のみに基づき配当を行うのではなく、企業価値の向上こそが株主の皆様の利益に資するものと考えております。

従いまして、本議案には反対いたします。

以 上

(提供書面)

事業報告

〔平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、前年度に引き続き企業収益の回復に伴い設備投資も拡大し、個人消費についても失業率が低く推移する中で持ち直しが見られました。また、海外においては米国の通商政策問題やシリア情勢等の地政学リスクの要因はありますが、世界経済全体としては個人消費の増加を中心に緩やかに持ち直してまいりました。

このような状況の中、当事業年度における海運業界は、海外の需要増による荷動きの増加と運賃水準回復により改善しているものの、依然、船腹過剰の懸念は続いております。また、造船業界は鋼材価格の上昇等の建造コストが上がっており厳しい状況が続いております。

こうした環境のもとで、当社といたしましては、経営の安定化を目指し全力を挙げて営業及び生産に努力を重ねました結果、当事業年度の総受注高は116億9百万円（前期比22.8%増）、総売上高は103億10百万円（前期比23.3%増）、期末受注残高は47億56百万円（前期比2.2%減）となりました。

営業面では、船用部門は主機関の売上台数・金額とも前期を上回り、部分品及び修理工事等の売上や加工品等の売上についても前期を上回る結果となりました。

一方、採算面では、低船価からエンジン価格が回復しないことや、資材価格の上昇や経費の増加などから減益となりました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は2億13百万円（前期比36.1%減）、当期純利益1億61百万円（前期比31.0%減）となりました。

次に、当事業年度の部門別業績につきましては、下記のとおりであります。

- 舶用部門のうち主機関は、前期に比べ11台増加した結果、当事業年度の売上高は50億64百万円（前期比46.5%増）となりました。
部分品及び修理工事並びに舶用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、前期を上回り売上高41億27百万円（前期比7.0%増）となりました。
- 陸上部門は、仕事量確保のため積極的に営業活動を行った結果、鋳造品は5億41百万円（前期比18.1%減）となりましたが、産業機械等加工組立工事は5億9百万円（前期比58.2%増）で陸上部門全体の売上高は11億17百万円（前期比6.6%増）となりました。

来期の見通しといたしましては、海運市況に回復の兆しは見えますが、船腹過剰の解消には至らず、船価の上昇が見込まれない中、主機関の売価の改善までは難しいものと予想されます。また、各種環境規制の強化が図られる中、それに対応するための研究開発費、設備投資の増加も予測されます。このような状況下、当社といたしましては、舶用業界に押し寄せてきている環境規制はリスク要因である一方、新しい事業機会をもたらすチャンスであると位置づけ、来期を初年度とした、3ヵ年の中期経営計画を策定し公表いたしました。中期経営計画において、当社は下記の基本方針を掲げ、これらの達成に全社一丸となって取り組み、企業価値の向上と競合他社との差別化を図ってまいります。

基本方針「その1」 舶用主機関の安定的収益確保

基本方針「その2」 舶用主機関に次ぐ柱となる事業の確立

基本方針「その3」 コーポレートガバナンスと組織、人材の強化

このような見通しのもと、来期は売上高90億円、経常利益2億円、当期純利益1億40百万円を計画しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は総額2億円であります。

その主なものは、ArcSuiteワークフローシステム14百万円、ZeeM人事給与システム13百万円、K28B機関用架構木型11百万円及び台板木型10百万円でありませ

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第117期 平成26年度	第118期 平成27年度	第119期 平成28年度	第120期(当期) 平成29年度
売 上 高 (百万円)	10,098	8,273	8,364	10,310
経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円)	△190	364	334	213
当期純利益(△純損失) (百万円)	△226	302	233	161
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	△148.15	197.78	152.97	105.62
総 資 産 (百万円)	13,515	11,950	12,380	13,424
純 資 産 (百万円)	7,909	8,011	8,307	8,513

(注) 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株に併合を行っております。第117期の事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△純損失)を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中期経営計画策定に当たり、以下の項目を対処すべき課題として捉えて、当社のあるべき姿の実現に向けて課題の克服に継続的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ 環境規制が強化される中、それに伴う開発負担が増加。人材面、設備面、資金面等限られた資源の配分。
- ・ 原価率の低減について、従来サプライヤーとの関係を含めた調達戦略の策定。
- ・ 品質向上について、技術の伝承、従業員のレベルアップ。また、品質向上の為のシステム開発や最先端機器の導入。
- ・ 船腹過剰解消を見越した大型設備投資への計画的な準備活動。
- ・ 海外案件に係る当社の輸出リスク解消スキームの構築。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

一般客貨船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計等諸機械器具の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の6
中港工場	静岡県焼津市中港四丁目3番1号
豊田工場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営業所	東京都千代田区、焼津市、今治市
出張所	福岡市

② 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名	-名	41.07歳	17.38年

(注) 使用人数は就業人員（常用パートを含む）であります。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	263百万円
株式会社日本政策投資銀行	50 "
株式会社三菱東京UFJ銀行	42 "
株式会社清水銀行	15 "

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,540,000株 |
| ③ 株主数 | 1,351名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ア カ サ カ 共 栄 会	201 千株	13.1 %
合 同 会 社 M & S	136 "	8.9 "
DNB S/A FEARNLEY SECURITIES AS-CLIENTS	98 "	6.4 "
赤 阪 忍	73 "	4.8 "
株 式 会 社 静 岡 銀 行	64 "	4.2 "
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	64 "	4.2 "
東 京 ア カ サ カ 共 栄 会	54 "	3.5 "
赤 阪 全 七	45 "	2.9 "
株式会社ジャパンエンジンコーポレーション	41 "	2.6 "
久 門 喜 久 男	25 "	1.6 "

(注) 持株比率は自己株式（11,482株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副会長	杉 本 昭	
代表取締役社長	赤 阪 治 恒	
常 務 取 締 役	美 澤 啓 介	
取 締 役	藤 田 勝 也	執行役員営業本部長
取 締 役	阪 口 勝 彦	執行役員製品本部長
取 締 役	塚 本 義 之	執行役員総務本部長
取 締 役	西 村 や す 子	司法書士法人つかさ代表社員 株式会社CREASTYLE代表取締役 株式会社CREAFARM代表取締役 株式会社ふじのくに物産代表取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 明 雄	
監 査 役	伊 藤 誠 哉	静銀コンピュータサービス株式会社代表取締役
監 査 役	中 野 良 治	MHIさがみハイテック株式会社S/E

- (注) 1. 取締役西村やす子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤誠哉氏及び監査役中野良治氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役伊藤誠哉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 代表取締役会長の赤阪全七氏は、平成29年12月31日に死亡により退任いたしました。なお、当該取締役の地位は退任時の地位であります。また、当該取締役に重要な兼職はございませんでした。
5. 監査役伊藤鋭一及び塩田潔の両氏は、平成29年6月29日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
田 中 一 良	執行役員製品本部副本部長	調達・生産管理担当
折 尾 幸 司	執行役員営業本部副本部長	営業推進担当
渡 瀬 守	執行役員製品本部副本部長	工場・製造担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	102百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4)	17百万円 (7)
合 計	13名	119百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14百万円（取締役13百万円、監査役1百万円）を含んでおります。
5. 上記報酬等の額のほか、平成29年6月29日開催の第119期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役2名に対し6百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「3. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村 やす子	当事業年度開催の取締役会11回中9回出席しております。 出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。
監査役	伊藤 誠 哉	社外監査役就任後に開催された取締役会8回中8回出席し、また社外監査役就任後に開催された監査役会8回中8回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。
監査役	中野 良 治	社外監査役就任後に開催された取締役会8回中8回出席し、また社外監査役就任後に開催された監査役会8回中8回出席しております。 出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」（コンプライアンス・ポリシー）を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。
- ② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。
- ③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
 - ② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。
 - ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
 - ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は11回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しております。その他、監査役会は11回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、総合内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 総合内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(a) 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

当社は、舶用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。かかる方針を実現するため、当社は、新たに2018年度から2020年度までの中期経営計画を策定し、その最終年度となる2020年度にはROE 6%以上を達成すべく、以下の施策に経営資源を重点的に投下し、挑戦してまいります。

また、今後も、従来と変わらず中長期観点から、株主に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

- ① 営業力強化…営業管理システム導入
- ② 製造原価低減…小型2サイクルエンジンのコストダウン手法の他機種への展開
- ③ 陸上部門強化…人員増強による営業力強化
- ④ 新規事業への取組み…新規事業室の拡充
- ⑤ 研究開発促進…環境対応ビジネスへの取組み強化
- ⑥ 最新設備の導入…最新の工作機械、コンピューター支援設計・製造ツール他

(b) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、平成24年6月28日開催の第114期定時株主総会より取締役の人員を8名以内とし、平成24年7月1日より執行役員制度を導入しております。また、平成28年6月29日開催の第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の3名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成29年12月12日開催の取締役会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記（1）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主に代替案を提案したり、あるいは株主がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は平成30年6月27日開催の第120期事業年度に係る当社定時株主総会終結の後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンス強化の各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための具体的取組みとして策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に関する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としており、(1)の基本方針に沿うものです。

特に本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足していること、第120期事業年度に係る当社定時株主総会において、株主のご承認を得て更新された場合の有効期間は3年と定められていること、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、本プランの発動に関して客観的な要件が設定されていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されております。

従って、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

単位 千円 (未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産	9,261,832	1 流動負債	4,351,485
現金及び預金	2,693,247	支払手形	599,326
受取手形	689,735	買掛金	1,897,827
電子記録債権	925,636	短期借入金	183,320
売掛金	1,767,004	長期借入金(一年以内返済)	96,174
原材料及び貯蔵品	491,810	未払金	140,296
仕掛品	2,541,006	未払費用	491,666
前払費用	154	未払法人税等	21,207
繰延税金資産	135,002	前受金	594,728
その他の流動資産	24,653	賞与引当金	129,300
貸倒引当金	△6,419	製品保証引当金	108,503
		設備関係支払手形	50,652
		その他の流動負債	38,483
2 固定資産	4,162,382	2 固定負債	558,778
有形固定資産	2,606,865	社債	100,000
建物	1,238,474	長期借入金	91,850
構築物	144,185	退職給付引当金	33,416
機械及び装置	285,019	役員退職慰労引当金	53,865
車両及び運搬具	12,028	繰延税金負債	210,642
工具器具及び備品	67,052	その他の固定負債	69,004
土地	858,347	負債の部計	4,910,263
建設仮勘定	1,758		
無形固定資産	64,753	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	59,441	1 株主資本	8,190,812
その他の無形固定資産	5,312	資本金	1,510,000
投資その他の資産	1,490,763	資本剰余金	926,345
投資有価証券	1,149,730	資本準備金	926,345
関係会社株式	9,052	利益剰余金	5,788,218
出資金	373	利益準備金	377,500
長期貸付金	25,457	その他利益剰余金	5,410,718
破産更生債権等	3,384	固定資産圧縮積立金	85,908
前払年金費用	201,224	別途積立金	3,930,030
その他の投資	123,914	繰越利益剰余金	1,394,778
貸倒引当金	△22,374	自己株式	△33,751
資産の部合計	13,424,214	2 評価・換算差額等	323,138
		その他有価証券評価差額金	311,829
		繰延ヘッジ損益	11,308
		純資産の部計	8,513,951
		負債・純資産の部合計	13,424,214

損 益 計 算 書

〔平成29年4月1日から〕
〔平成30年3月31日まで〕

単位 千円（未満切捨）

科 目	金	額
売 上 高		10,310,142
売 上 原 価		8,564,834
売 上 総 利 益		1,745,307
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,649,077
営 業 利 益		96,230
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226	
受 取 配 当 金	24,115	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	30,682	
受 取 技 術 料	9,199	
受 取 保 険 金	66,250	
そ の 他	15,232	145,706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,405	
役 員 退 職 慰 労 金	4,062	
支 払 補 償 費	13,320	
そ の 他	3,691	28,478
経 常 利 益		213,458
税 引 前 当 期 純 利 益		213,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,583	
法 人 税 等 調 整 額	△1,614	51,969
当 期 純 利 益		161,489

株主資本等変動計算書

〔平成29年4月1日から〕
〔平成30年3月31日まで〕

単位 千円（未満切捨）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,510,000	926,345	—	926,345	377,500	91,175	3,930,030	1,258,604
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△30,581
当 期 純 利 益								161,489
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
自己株式処分差損の振替			0	0				△0
固定資産圧縮積立金等の取崩						△5,266		5,266
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△5,266	—	136,174
当 期 末 残 高	1,510,000	926,345	—	926,345	377,500	85,908	3,930,030	1,394,778

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利益剰余金 合 計						
当 期 首 残 高	5,657,310	△32,627	8,061,029	246,278	—	246,278	8,307,307
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	△30,581		△30,581				△30,581
当 期 純 利 益	161,489		161,489				161,489
自己株式の取得		△1,125	△1,125				△1,125
自己株式の処分		0	0				0
自己株式処分差損の振替	△0		—				—
固定資産圧縮積立金等の取崩	—		—				—
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）				65,551	11,308	76,859	76,859
当 期 変 動 額 合 計	130,908	△1,124	129,783	65,551	11,308	76,859	206,643
当 期 末 残 高	5,788,218	△33,751	8,190,812	311,829	11,308	323,138	8,513,951

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② 関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
- ② 無形固定資産 定額法（自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。）

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 売上製品の保証費用に充当するため、実績基準により引当計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - 1. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - 2. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

税抜方式

2. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において営業外収益—その他に含めて表示しておりました受取保険金（前事業年度3,628千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,059,245千円
機械及び装置	129,068千円
土地	488,702千円
投資有価証券	169,661千円
計	1,846,678千円

担保付債務

社債	100,000千円
長期借入金（1年以内返済分含む）	138,024千円
計	238,024千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,299,746千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	2,149千円
短期金銭債務	62,163千円

(4) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	72,013千円
電子記録債権	164,641千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

営業取引（売上高）	22,296千円
営業取引（仕入高）	523,842千円
その他の営業取引	2,000千円
営業取引以外の取引（雑収入）	4,072千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,400千株	一千株	13,860千株	1,540千株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少13,860千株は平成29年10月1日に行った株式併合（10株を1株に併合）による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	109千株	1千株	99千株	11千株

(注) 普通株式の自己株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少99千株は平成29年10月1日に行った株式併合（10株を1株に併合）によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年6月29日開催の第119期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	30,581千円
・1株当たり配当金額	2円
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成30年6月27日開催の第120期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	45,855千円
・1株当たり配当金額	30円
・基準日	平成30年3月31日
・効力発生日	平成30年6月28日
・配当の原資	利益剰余金

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

仕掛品評価損否認額	42,461千円
未払事業税	4,117千円
製品保証引当金	33,060千円
賞与引当金	39,397千円
退職給付引当金	10,181千円
役員退職慰労引当金	53,890千円
貸倒引当金超過額	8,773千円
その他の他	14,862千円

小計	206,746千円
評価性引当額	△51,651千円
計	155,094千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△4,955千円
前払年金費用	△61,313千円
固定資産圧縮積立金	△37,647千円
その他有価証券評価差額金	△126,817千円

計	△230,734千円
繰延税金負債の純額	△75,639千円

7. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,693,247	2,693,247	—
(2) 受取手形	689,735	689,735	—
(3) 電子記録債権	925,636	925,636	—
(4) 売掛金	1,767,004	1,767,004	—
(5) 投資有価証券	1,102,723	1,102,723	—
資産計	7,178,347	7,178,347	—
(1) 支払手形	599,326	599,326	—
(2) 買掛金	1,897,827	1,897,827	—
(3) 短期借入金	183,320	183,320	—
(4) 社債	100,000	100,000	0
(5) 長期借入金 (1年以内返済予定 の長期借入金含む)	188,024	187,664	△359
負債計	2,968,498	2,968,139	△359

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	47,007

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県焼津市において、賃貸用不動産（土地含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は50,963千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
348,053	△9,501	338,551	743,165

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、自社で合理的に算定した価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

・ 関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,570円07銭

(2) 1株当たり当期純利益 105円62銭

（注）当社は平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社 赤 阪 鐵 工 所
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 津 清 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 玉 田 貴 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社赤阪鐵工所 監査役会

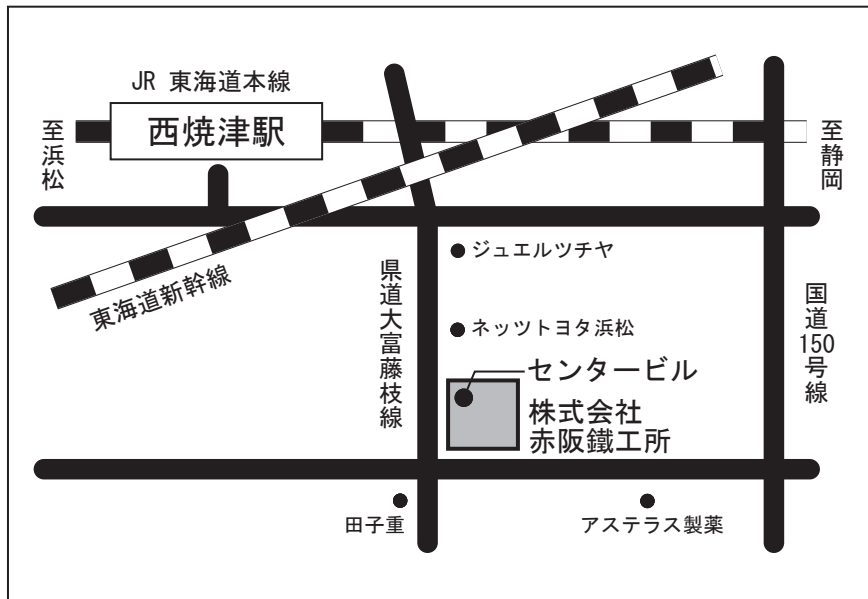
常勤監査役 鈴木 明 雄 ㊞

社外監査役 伊藤 誠 哉 ㊞

社外監査役 中野 良 治 ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図



株式会社 赤阪鐵工所

静岡県焼津市柳新屋670番地の6

☎ (054) 685-6081

J R東海 西焼津駅南口下車 徒歩8分

お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門よりお入りください。